

国会議員は、誰を代表するのか

いま、国会では議員定数をめぐる議論が行われています。もちろん、定数が適正かどうかを不断に検証することは必要です。

しかし、選挙制度を考えると、「議員を何人にするか」だけで十分なのでしょうか。

実は日本は、人口100万人当たりの国会議員数で見ると、**OECD加盟国の中でも少ない方**に位置します。

大切なのは単純な人数の多寡だけではなく、国民の声を、どのような仕組みで反映されるのか。

人口減少、東京一極集中、価値観の多様化、政党政治の変化——。現行の衆議院選挙制度が導入されてから約30年、日本社会は大きく変わりました。国民民主党では昨年、衆参両院の選挙制度について議論を重ね、時代にふさわしい抜本改革を検討してきました。



「全国民の代表」を、どう選ぶのか



国会議員は、主権者である国民に選ばれ、「全国民の代表」として法律をつくり、予算を審議し、行政を監視・チェックするとともに、国民の声を政治に反映する役割を担っています。では、全国民の多様な声を、どのような仕組みで国会に反映するのが最もふさわしいのか。その「代表の選び方」を具体的な仕組みにしたものが、**選挙制度**です。



衆議院

30年続いた制度を、
いま改めて検証する

現在の制度：小選挙区比例代表並立制（小選挙区289＋比例176）

- ・ 新人や無所属が挑戦しにくい
- ・ 政党本部への権限集中
- ・ 多様な民意をどこまで議席に反映できているか

わが党が提案した改革案の一つ



中選挙区連記制

- ・ 民意のより正確な反映
- ・ 多様な人材の国政登用
- ・ 過度な権力集中を防ぐ「均衡と抑制」
- ・ 現実的な政権交代が可能な穏健な多党制



参議院

「一票の平等」と
「地方の声」をどう両立するか



投票価値の平等は、民主主義の基本です。一方で、人口だけを基準に議席を配分し続ければ、人口の少ない県の代表がさらに減り、「自分の県から参議院議員を選べない」地域が広がる可能性があります。

合区の抜本的な解消へ

- 選挙区＋比例代表の仕組みは基本維持
- 地域代表としての参議院の性格を明確化
- 都道府県から代表を選べる仕組みを目指す
- 必要であれば憲法47条の見直しも検討



なぜ「衆参一体」で改革するのか

衆議院の定数だけを減らす。参議院の合区だけを手直しする。それだけでは、抜本改革とは言えません。

大切なのは、まず「衆議院は何を代表する院なのか」「参議院は何を代表する院なのか」を改めて考えることです。

たとえば、**衆議院**には、その時々民意や政権選択を、より的確に反映する役割。

参議院には、解散のない6年任期を生かし、地域や中長期的な課題を継続して扱う役割。

それぞれの院の役割を明確にしたうえで、その役割にふさわしい「選び方」を設計する。

私は、それこそが人口減少時代に必要**選挙制度改革**だと考えています。



8月19日 国民民主党 選挙制度調査会



党の政治改革・行政改革推進本部と選挙制度調査会の合同会議を開催し、衆議院選挙制度の在り方について（座長試案）骨子（案）」について協議しました。

8月下旬開催予定の「衆議院選挙制度に関する協議会」で、各党が同骨子（案）への意見を表明することを踏まえ、選挙制度調査会長として党内の意見集約を進めました。

衆議院がなくても、 参議院だけで国会が動く？

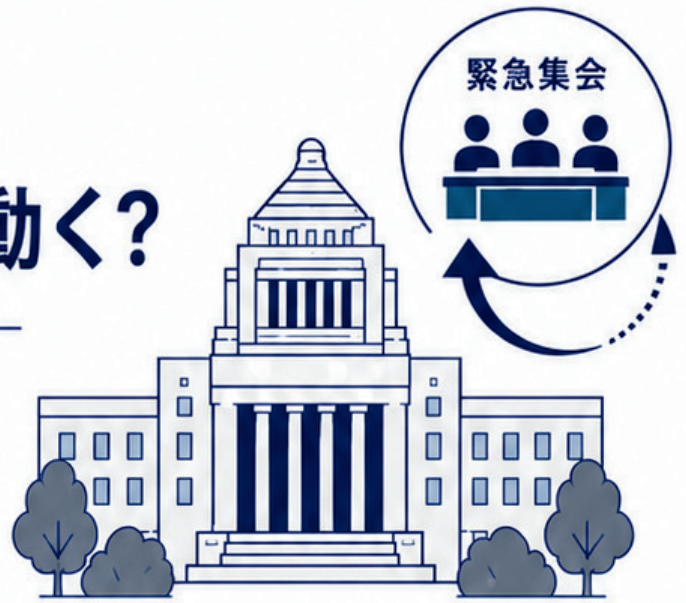
—「参議院の緊急集会」は戦後2回だけ—

衆議院が解散すると、衆議院議員はいったん全員が議員ではなくなります。

その間に、国として緊急に決めなければならないことが生じた場合、内閣は憲法54条に基づき、「参議院の緊急集会」を求めることができます。

実際に開かれたのは、戦後わずか2回だけです。

1952年には中央選挙管理委員会等の指名、1953年には暫定予算と法律案4件を議決しました。緊急集会で決めたことは臨時の措置であり、次の国会開会後10日以内に衆議院の同意が必要ですが、解散のない参議院が、国政の継続性を支える仕組みであることが分かります。



国政の継続を支える参議院

今の選挙制度と改革案

現在の衆議院選挙制度

小選挙区比例代表並立制

小選挙区289 + 比例代表176



有権者は、小選挙区では「候補者」に、比例代表では「政党」に、それぞれ1票を投じます。

主な長所

- ・地域の代表を選びやすい
- ・政権選択が比較的明確
- ・比例代表によって多様な民意を一定程度反映できる

約30年で見えてきた問題点

- ・新人・無所属が挑戦しにくい
- ・政党本部への権限集中
- ・重複立候補・比例復活への違和感
- ・多様な民意を議席へ反映できていない可能性がある

わが党が提案した改革案の一つ

中選挙区連記制

一つの選挙区から複数人を選び、有権者も複数の候補者に投票できる制度です。



期待される効果

- ・民意のより正確な反映
- ・多様な人材の国政登用
- ・少数意見や中道的な意見も反映しやすい
- ・過度な権力集中を防ぐ「均衡と抑制」
- ・旧中選挙区単記制に比べ、同じ政党の候補者同士による過度な票の奪い合いを緩和できる可能性

今後の検討課題

- ・何人区にするか
- ・何人まで連記できるようにするか
- ・選挙区が広くなり得る
- ・有権者にとって制度が複雑になる可能性

参議院の課題

一票の格差

選挙区によって、議員1人を選ぶために必要な有権者の数に差があることです。人口の多い地域では、より多くの有権者で1人の議員を選び、人口の少ない地域では、より少ない有権者で1人を選ぶことになります。この差をできるだけ小さくすることが求められています。



合区 人口の少ない県同士を一つの選挙区にまとめる仕組みです。

現在は、鳥取県・島根県 / 徳島県・高知県が、それぞれ一つの選挙区となっています。人口減少と東京一極集中が進むなか、一票の格差を是正しようとするれば、人口の少ない地域の議席が減り、合区がさらに広がる可能性があります。しかし、その一方で、「自分の県から参議院議員を選べない」地域が増えれば、地方の声を国政に届けるという点で新たな問題が生じます。

合区の抜本的な解消へ

- 国民民主党では、「一票の平等」と「地方の声」の両立を目指し、
- ・選挙区+比例代表の仕組みは基本維持
 - ・地域代表としての参議院の性格を明確化
 - ・各都道府県から代表を選べる仕組みを目指す
 - ・必要であれば憲法47条の見直しも検討



参議院議員 後藤斎プロフィール(国民民主党・山梨県選出)



所属委員会等

- ・国土交通委員会 理事
- ・政治改革特別委員会
- ・行政監視委員会 オブザーバー理事



党役職

- ・選挙制度調査会長
- ・農林水産部会副会長
- ・政治改革・行政改革推進本部 本部長代理
- ・政務調査会 筆頭副会長



政府役職

- ・国土審議会 豪雪地帯対策分科会特別委員
- ・国土開発幹線自動車道建設会議委員



略歴

- ・1957年 山梨県生まれ
- ・東北大学経済学部卒業
- ・農林水産省勤務
- ・衆議院議員 4期
- ・山梨県知事